

今後の進め方等について（案）

1. 検討事項

「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において、電子出版の普及の推進に向けた検討事項のうち、文部科学省が取り組むべきとされた主な事項は、以下の3点である。

- (1) デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共のサービスの在り方に関する事項
- (2) 出版物の権利処理の円滑化に関する事項
- (3) 出版者への権利付与に関する事項

2. 各検討事項に係る検討課題及び検討の進め方

- (1) デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項

【懇談会の基本的考え方】

- 出版物のデジタル・アーカイブの整備については、国立国会図書館の役割が重要。
- 官民の役割分担によるアクセス環境の整備に関する検討にあたっては、電子出版ビジネスと公共図書館サービスの共存を図るとともに著作権者の利益を保護しつつ、国民が「知のインフラ」へのアクセスしやすい環境を整備することが重要。

【検討課題】

- ① 国立国会図書館のデータ活用方策
- ② 電子書籍に係るサービスの対象コンテンツ、実施範囲及び実施方策
- ③ 官民の役割分担についてのルールづくり

【検討の進め方】

- 最初に、国会図書館、公共図書館、大学図書館等の図書館における電子書籍に係る取り扱いや、サービスの現状、民間における電子出版に係る取組の状況などについて、現状把握をしてはどうか。
- 検討にあたっては、著作権の有無・商業利用に係る状況（出版ビジネスの対象

と考えられるかどうかなど)・官民の連携などを踏まえ、ある程度場合分けをした上で、議論をしてはどうか(なお、現状では電子出版ビジネスが黎明期であることから、場合分けにあたっては関係者間での慎重な検討が必要なのは言うまでもない)。

(2) 出版物の権利処理の円滑化に関する事項

【懇談会の基本的考え方】

出版物の権利処理の円滑化については、その実現にあたって、権利処理を集中的に処理する仕組みが必要。

【検討課題】

権利の集中管理の在り方も含めた権利処理の仕組みに係る在り方

【検討の進め方】

検討にあたっては、(1)の検討を踏まえ、複数の選択肢を用意した上で、メリット・デメリットについて整理することとしてはどうか。

(3) 出版者の権利付与に関する事項

【懇談会の基本的考え方】

デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、その可否を含めて検討。

【検討課題】

出版者への権利付与の必要性及びその在り方について

【検討の進め方】

- 検討にあたっては、諸外国の著作権法等における出版者の権利等や、内外の出版契約に係る実態について調査・分析を行い、各国の実情等の実態を把握することが必要。

前述の調査・分析や我が国の特別な事情を踏まえた上で検討してはどうか。

(以上)